

介護予防認知症対応型通所介護 重要事項説明書

＜令和 6 年 3 月 15 日現在＞

1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-77-2711（午前8時30分～午後5時30分）

担当 生活相談員 小島 順子

※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. デイサービスりんどう通所介護事業の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

所在地	群馬県邑楽郡板倉町細谷202
名称	デイサービスりんどう
介護保険指定番号	群馬県 1073100537
サービスを提供する地域	板倉町

（2）同センターの職員体制

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		社会福祉主事	1 名	名	介護老人福祉施設の統括	1 名
生活相談員		社会福祉主事 介護福祉士	2 名	名	利用者・家族の相談・助 言・援助	2 名
機能訓練指導員		准看護師	名	1 名 兼務	機能を改善し、減退防止 訓練	1 名
介護・ 看護職員	准看護師	准看護師	名	1 名 兼務	医師の診療補助・看護・保 険衛生	1 名
	介護福祉士	介護福祉士	1 名	2 名	介護	3 名
	その他	1～2 級終了者	名	名	介護	名
		3 級終了者	名	名	介護	
		その他	名	2 名	介護補助	2 名
事務員			名	名	一般事務	名

（3）同センターの設備の概要

定員	10名	静養室	1室
食堂兼機能訓練室	1室	相談室	1室
浴室	一般浴槽	談話室	1室
浴室	個室浴槽	送迎車	3台

（4）営業時間

月曜日～土曜日	午前8時30分～午後5時30分
---------	-----------------

※休業予定日 日曜日及び1月1日～1月3日まで

3. サービス内容

（1）送迎 （2）食事 （3）入浴 （4）機能訓練

（5）生活相談 （6）レクリエーション

4. 料金

（1）通所介護利用料

詳細は、契約書別紙に記載してあります、ご参照下さい。

(2) 支払い方法

毎月10日過ぎに前月分の請求書を郵送致します。

支払方法は、郵便局又は金融機関にて翌22日引き落としとなります。

(土、日、祝日の場合は翌営業日)

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

はじめに、お電話等でお申し込み下さい。当法人職員がお伺い致します。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当法人の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了致します。

イ) お客様が介護保健施設に入所した場合

ロ) 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

ハ) お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

イ) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、お客様・ご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当法人が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

ロ) お客様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、20日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが、当センターや当センターのサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによって即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

6. 当センターの特徴等

(1) 運営の方針

我国は、世界で類を見ない程の高齢化社会を迎えようとしています。当地方も早急な老人福祉対策が不可欠なものとなっています。

当施設は、老人福祉の理念に基づき、居宅において常時介護をうけることが困難な者を収容し、介護をすることを目的としております。

当施設は、利用者の福祉増進を図るため、常に機能の充実と福祉サービスの向上に努めるため、次の目標実現に努力します。

① 人格を尊重し、健全で安らかな生活が送れるよう目指す。

② 家庭的雰囲気を作り、楽しい日常生活ができるよう目指す。

③ 心身の機能に目を向け、介護機能を生かし自立を目指す。

④ 地域及び保健医との連携を深め、地域福祉の拠点化を目指す。

⑤ 愛情、協力、自立を目標に、利用者・職員が一体となるよう目指す。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
男性職員の有無	○	
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	年に十数回施設内・外の研修を開催 参加
サービスマニュアルの作成	○	
苦情処理体制	○	

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡（変更がある場合）
- ② 体調確認
- ③ 体調不良等によるサービスの中止・変更
- ④ 食事のキャンセル
- ⑤ 時間変更（体調不良・天候による）
- ⑥ 設備・器具の利用

7. 緊急時の対応方法

※ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡致します。

※緊急連絡先については、契約書別紙の緊急連絡先にご記入下さい。

8. 非常災害対策

(1) 防災時の対応

管理者は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要訓練を行うものとする。利用者は非常災害対策に可能な限りしなければならない。

(2) 防災設備

自動火災報知設備・誘導灯・消火器・非常放送設備・非常通報設備・
スプリンクラー設備・非常用屋外サイレン設備

(3) 防火訓練を年に2回実施

9. サービス内容に関する苦情等

当センターのサービスに関する相談・要望・苦情等はサービス提供責任者か、下記窓口までお申し出下さい。

◎当センターご利用者相談・苦情担当

☆サービス相談窓口☆

電話番号 0276-77-2711 担当者 生活相談員 小島 順子
(受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30)

◎その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

10. 当法人の概要

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 名称・法人種別 | 社会福祉法人 ポプラ会 |
| (2) 代表者役職・氏名 | 理事長 堀 越 裕 一 |
| (3) 本部所在地・電話番号 | 群馬県館林市田谷町1187-1 |

(4) 定款の目的に定めた事業

① 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホーム クローバー荘の設置経営
 軽費老人ホーム ケアハウスマーガレットの設置経営
 特別養護老人ホーム ミモザ荘の設置経営
 軽費老人ホーム ケアハウスヒマワリの設置経営
 認知症対応型共同生活介護 グループホームタンポポの設置運営
 認知症対応型共同生活介護 グループホームりんどうの設置運営

② 第二種社会福祉事業

ア) 老人通所介護事業 (クローバー荘)
 イ) 老人短期入所生活介護事業 (クローバー荘)
 ウ) 老人介護支援センター (クローバー荘)
 エ) 老人訪問介護事業 (ミモザ荘)
 オ) 老人通所介護事業 (ミモザ荘・デイサービスりんどう)
 カ) 老人短期入所生活介護事業 (ミモザ荘)
 キ) 在宅介護支援センター (ミモザ荘)

③ 公益を目的とする事業

ア) 居宅介護支援 2カ所
 イ) 訪問入浴介護 2カ所

.....契約をする場合は以下のことを確認すること.....

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者・事業所が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとする。

<事業所>

所在地	群馬県邑楽郡板倉町細谷202
名称	デイサービスりんどう
法人名	社会福祉法人 ポプラ会
代表者名	理事長 堀越 裕一 印

説明者	所属 デイサービスりんどう
	氏名 小島 順子 印

①私は、契約書および本書面により、事業所から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

②サービス担当者会議にかかる各サービス支援事業所等に情報を提供することに同意します。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

続柄